平成２７年（フ）第１１５号
愛知県一宮市馬見塚字長畑３番地４　ペティハウスロベリア105号
破産者　石黒　東雄
1　決定年月日　平成27年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第２５号
広島県尾道市山波町3058番地９　レオパレスなごみ106
破産者　浦山　　健
1　決定年月日　平成27年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所尾道支部

平成２７年（フ）第１２６号
北九州市小倉北区片野新町１丁目15番24―502号
破産者　山本こと　金　登志夫
1　決定年月日　平成27年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第２８号
宮崎県延岡市昭和町１丁目７番地１　藤荘アパート５
破産者　平田　博子
1　決定年月日　平成27年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

破産手続終結

平成２６年（フ）第５０７号
札幌市白石区北郷３条11丁目９番16号
破産者　株式会社南文堂
1　決定年月日　平成27年８月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１４２４号
名古屋市緑区大高町字上塩田66番地の１
破産者　御浜工業株式会社
1　決定年月日　平成27年８月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７４１号
兵庫県明石市荷山町2725番地の２
破産者　株式会社ミヤテック・インターナショナル
1　決定年月日　平成27年８月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８４９号
（最後の住所）神戸市垂水区狩口台６丁目12番１―508号、開始決定時の住所兵庫県明石市荷山町2725番地の２
破産者　亡宮田和郎相続財産
1　決定年月日　平成27年８月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３３号
神奈川県横須賀市武３丁目25番３―313号、開始決定時の住所北海道滝川市朝日町東４丁目１番28号
破産者　矢元　勝志
1　決定年月日　平成27年８月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２６年（フ）第３３０号
金沢市西都２丁目４番地
破産者　株式会社あづま
1　決定年月日　平成27年８月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第１号
鳥取県鳥取市福部町湯山609番地２
破産者　滝本産業株式会社
1　決定年月日　平成27年８月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１６１号
愛媛県松山市馬木町729番地
破産者　ひかり運輸株式会社
1　決定年月日　平成27年８月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１８６号
愛媛県松山市小坂５丁目４番16号
破産者　株式会社デザインクラフト
1　決定年月日　平成27年８月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松山地方裁判所民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第１５号
兵庫県朝来市新井678番地４
破産者　古屋酒店こと　古屋　康夫
1　決定年月日　平成27年８月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２４年（フ）第８３０号
兵庫県明石市大明石町１丁目３番16―505号、開始決定時の住所兵庫県明石市荷山町2725番地の２
破産者　宮田　浩一
1　決定年月日　平成27年８月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８４号
相模原市緑区二本松４丁目９番６号　ロワール二本松101
破産者　大用　榮子
1　決定年月日　平成27年８月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第１７号
金沢市粟崎町ル27番地46
破産者　髙野　　淳
1　決定年月日　平成27年８月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第８４号
東京都新宿区百人町２―12―１、破産手続開始決定時の住所東京都新宿区百人町２丁目12番17号
破産者　小島　清彦
1　決定年月日　平成27年８月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係